

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

平成26年(ワ)第14号、同第165号、同第166号

原状回復等請求事件

原 告 中島孝 ほか

被 告 国 ほか1名

第10準備書面

平成27年1月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋渡利美 

被告国指定代理人

岩崎慎 

岩名勝彦 

寺岡拓也 

千葉健一 

杉山典子 

多賀井満理 

篠原智仁 

林周作 

菊池憲久 

美崎大典 

佐	藤	友	弥	和
角	掛	幹	也	和
吉	田		渡	和
田	村	悠	紀	和
小	館	卓	司	和
東海林		秀	一	靈
稻	川	延	康	和
鶴	徳		学	和
鶴	園	孝	夫	和
武	田	龍	夫	和
泉		雄	大	和
三	田	裕	信	和
堀	口		晋	和
村	川	正	徳	和
中	川	幸	成	和
木	村	真	一	和
山	形	浩	史	和
村	田	真	一	和
足	立	恭	二	和
荒	川		郎	和
忠	内	巖	大	和

小林	勝	
渡邊	桂一	
桐原	大輔	
石井	大貴	
高木	駿平	
加藤	彰二	
村上	豊	
金井	貴大	
細川	成己	
石崎	裕司	
梅原	徹也	
川原	佑介	
永島	徹也	
真先	正人	
石塚	哲朗	
黒瀬	絢子	
大澤	友里恵	
秦	康之	
水谷	努	
山本	泰生	
一井	里映	

富田茉莉 

佐藤隼 

五味俊太郎 

在原雅乃 

第1	本準備書面の骨子	1
第2	求釈明申立書における求釈明事項について	3
1	基本設計ないし基本的設計方針の意義	3
2	津波についての基本設計ないし基本的設計方針の内容	7
3	予見可能性の対象と基本設計等の関係（求釈明事項3(1), (2)（求釈明申立書11ページ）について）	9
第3	予見可能性について	12
1	予見可能性の対象に係る原告らの主張が失当であること	12
2	被告国に予見可能性が認められるとの原告らの主張が失当であること	20
第4	省令62号33条4項の追加は平成3年溢水事故とは関係がなく、同事故は、原告らが主張する規制権限不行使の違法を根拠づけるものではないこと	23
1	はじめに	23
2	平成3年溢水事故の概要	24
3	省令62号33条4項の追加は、平成3年溢水事故とは関係がないこと	
		29
4	原告らの主張が失当であること	38

第1 本準備書面の骨子

1 被告国は、本準備書面において、原告らの平成26年11月14日付け「國の第9準備書面に対する求釈明申立書」（以下、本準備書面においては、単に「求釈明申立書」という。）における求釈明事項に対し、必要と認める限度で回答する。（後記第2）

2 また、予見可能性等に関する原告らの主張に対し、以下のとおり反論する。

(1) 原告らは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」により、損害発生の現実的危険性があることを前提に、これが予見可能性の対象であると主張する。しかし、当該津波の到来により、損害発生の現実的危険性があることについて、何ら具体的な主張立証をしていない。

また、原告らは、専ら「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」のみに言及するが、当該津波がいかなる位置でいかなる規模で発生した地震によるものであり、当該地震が、福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系にいかなる影響を及ぼすものか（外部電源系が有する耐震安全性を超える地震動を生じさせ、かつ、その機能を喪失させるものであるか等）についても全く明らかにしていない。

そもそも、地震及びこれに伴う津波により福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度等の様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模に大きく左右されるものであるから、単に敷地高さを超える津波が到来しただけでは、本件事故が発生したとは認められない。また、予見可能性は、現に生じた結果（法益侵害）について必要とされるものであり、本件において、原告らは、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって、福島第一発電所において放射性物質が放出される事故が発生したことにより損害を被ったと主張するのであるから、同事故による法益侵害という結

果について予見可能性ありと評価されるためには、現に結果発生の原因となつた本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

加えて、津波が抽象的に敷地高さを超えるというだけで措置を講じることは実際には困難であり、実効性を伴わない措置になりかねないから、「O.P. + 10 メートルを超える津波の到来」を前提とする措置により、結果回避可能性が認められるとの原告らの主張も理由がない。(後記第3の1)

(2) 津波が敷地高さを超えて建屋の周囲に浸水すれば、その規模を問わず当然に建屋内に水が浸入し、電源設備等を機能喪失させるというものではない。溢水勉強会による検討結果は、福島第一発電所5号機について、敷地高さ(O.P. + 13 メートル) + 1.0 メートルの津波が継続して到来する(継続時間を設定せず、無限時間継続する)という仮定を前提として機器に対する影響を評価したものであり、津波が敷地高さを超えて浸水すれば、いかに小規模なものであっても当然に建屋に浸水し、電源設備を機能喪失させることが明らかにされたものではない。

その他、平成20年における貞観地震、津波に関する知見や、地下トレンチを通じた浸水に関する原告らの主張は、平成18年当時における「O.P. + 10 メートルを超える津波の到来」が予見可能性の対象であるとする原告らの主張との関係では、主張自体失当である。(後記第3の2)

3 さらに、第8回口頭弁論における裁判所からの求釈明に対し、平成3年10月30日に発生した福島第一発電所1号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩(以下「平成3年溢水事故」という。)の概要を明らかにした上、平成17年改正により追加された省令62号33条4項は、同事故とは関係がなく、同事故が、原告らが主張する規制権限不行使の違法を根拠づけるものではないことを明らかにする。(後記第4)

4 なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例

による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 求釈明申立書における求釈明事項について

1 基本設計ないし基本的設計方針の意義

(1) 求釈明事項 1 (1)～(3)（求釈明申立書 5 ページ）（基本設計及び基本的設計方針の意義並びにそれらの関係）について

基本設計ないし基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学的分野における設計において一般的に認められた概念である。

ここでいう基本設計ないし基本的設計方針とは、いずれも原子炉施設の安全性に係る設計の基本的考え方であって、安全審査の対象となるものであるから、両者を区別する実益に乏しいが、あえてこれを区別すれば、基本設計とは、原子炉施設を設置する上において基本となる設計であり、基本的設計方針とは設計に係る基本的な方針である。

(2) 求釈明事項 1 (4)（求釈明申立書 5 ページ）（伊方原発訴訟最高裁判決の判示する「基本設計」と、被告国が主張する「基本設計ないし基本的設計方針」との関係）について

伊方原発訴訟最高裁判決のいう「基本設計の安全性にかかわる事項」とは、原子炉施設自体の安全性に直接関係する事項であって、かつ、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る安全性に関する事項を意味するものというべきであり、伊方原発訴訟最高裁判決が判示した「基本設計」と、本件訴訟において被告国が主張してきた「基本設計ないし基本的設計方針」は同趣旨のものである。

このことは、以下に述べるとおり、伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件及び福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件の各第一審判決、控訴審判決及び最高裁判決の判示内容から明らかである。

すなわち、伊方原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件の第一審判決（松山地裁昭和53年4月25日判決・判例タイムズ362号124ページ）は、原子炉設置許可処分における安全性に関する審査の対象について、「原子炉設置許可処分における安全性に関する審査は当該原子炉の基本的設計方針ないしは基本計画において、十分安全性が確保されるものかどうかを確認すれば足りると解される。」（同140ページ。ゴシック体は引用者、以下同じ。）と判示し、「基本的設計方針」が審査対象となることを明示した。そして、同事件の控訴審判決（高松高裁昭和59年12月14日判決・判例タイムズ542号89ページ）も第一審判決の上記判断を維持している。

その上で、伊方原発訴訟最高裁判決は、上記のとおり安全審査は「基本設計の安全性にかかわる事項」のみをその対象とする旨判示した。

他方、福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件の第一審判決（福島地裁昭和59年7月23日判決・判例タイムズ539号152ページ）は、安全審査の対象事項について「原子炉施設に関する基本設計ないし基本的設計方針に限られるものと解すべきである。」（同254ページ）として、本件における被告国（日本）の主張と同様に判示し、同事件の控訴審判決（仙台高裁平成2年3月20日判決・判例タイムズ726号108ページ）も第一審判決の上記判断を維持した。

その上で、同事件の最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・判例タイムズ804号65ページ）は、同日に言い渡された伊方原発訴訟最高裁判決と同様に「原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である」（同68ページ）と判示した。

伊方原発訴訟最高裁判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）399ページ）においては、これらの下級審判決が「原子

炉設置許可処分における安全性審査は、当該原子炉の安全性、しかもその基本設計において安全性が確保されているかどうかに限定されるものと判断している。」（同427ページ）とした上、伊方原発訴訟最高裁判決は「下級審裁判例の見解と同様の見地に立って」上記のとおり「基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とする」と判示したと解説している（同428ページ）。

このことからすれば、伊方原発訴訟最高裁判決が判示した「基本設計」とは、同訴訟において被告国が主張し、かつ、本件において被告国の主張する「基本設計ないし基本的設計方針」と同趣旨のものであることは明らかである。

(3) 求釈明事項1(5)（求釈明申立書5～7ページ）（設置許可申請書及びその添付書類の記載と、被告国の主張する「基本設計ないし基本的設計方針」との関係）について

基本設計ないし基本的設計方針は、工学的分野における設計において一般的に認められた概念であるところ、その内容は、工学的分野における専門技術的な知見を有する者において、本件設置等許可処分当時の炉規法23条2項、原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）1条（昭和35年総理府令第54号による改正後の1条の2）の定める原子炉設置許可申請書に記載すべき事項及びこれらの規定に基づき原子炉設置（変更）許可処分の申請者からの具体的な申請の内容、さらには原子炉設置（変更）許可が段階的安全規制の冒頭に位置するものであることなどから客観的に把握し得るものである。

基本設計ないし基本的設計方針は、後続の詳細設計等に対して方針を示し枠組みを与えるものであるが、具体的な個々の原子炉の安全審査において、上記の基本設計ないし基本的設計方針として、いかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかは、対象となる設備等の災害防止上の位置づけ、安全審査

時点における技術的知見、当該設備等の他の産業における利用実績等の事情によって異なり得るのであって、具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定について処分行政庁に専門技術的裁量が認められることに照らせば、基本設計ないし基本的設計方針としていかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかの具体的な判別についても、処分行政庁の専門技術的な見地からの合理的な判断に委ねられている。

この点については、もんじゅ原子炉設置許可処分無効確認等請求事件の差戻し後の最高裁判決（最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページ）も「どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に該当するのかという点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解される。」としている。

原告らは、伊方原発訴訟最高裁判決が「設置許可審査の対象を『原子炉の基本設計』とはしているものの、それに先立つ判示において、審査の対象について『第四章所定の原子炉の設置、運転等に対する規制は、専ら原子炉設置の許可等の同章所定の事項をその対象とする』としていることから、「設置許可審査の対象は、設置許可申請書及びこれらの申請書添付書類ということとなる」という（求釈明申立書5～7ページ）。

しかしながら、前記のとおり、どのような事項が安全審査の対象となる基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項となるのかは、原子炉設置（変更）許可処分の申請者が申請書及び申請書添付書類に記載した内容を基に、行政庁が専門技術的な知見を踏まえてする合理的な判断に委ねられているものであることからすれば、申請書及び申請書添付書類に記載の全ての事項が安全審査の対象となるものではない。

したがって、原告らの前記の指摘が、申請書及び申請書添付書類に記載さ

れている全ての事項が安全審査の対象となるというものであるとすれば、失当である。

なお、求釈明事項 1 (5) の関係で原告らが引用する伊方原発訴訟最高裁判決の判示箇所の前後を含めた全文は、「規制法は、その規制の対象を、製錬事業（第二章）、加工事業（第三章）、原子炉の設置、運転等（第四章）、再処理事業（第五章）、核燃料物質等の使用等（第六章）、国際規制物資の使用（第六章の二）に分け、それぞれにつき内閣総理大臣の指定、許可、認可等を受けるべきものとしているのであるから、第四章所定の原子炉の設置、運転等に対する規制は、専ら原子炉設置の許可等の同章所定の事項をその対象とするものであって、他の各章において規制することとされている事項までをその対象とするものでないことは明らかである。」というものである。同判示は、我が国の原子炉施設に対する安全規制においては、分野別安全規制、段階的安全規制が採用されていることから、上記各分野、すなわち第 2 章「製錬事業」から第 6 章の 2 「国際規制物資の使用」においては、各分野別に所定の事項について規制の対象となり、ある分野で規制対象となっている事項については他の分野において規制対象とならないという当然のことと述べたにすぎないものであって、第 4 章の設置許可の安全審査において、設置（変更）許可申請書及び申請書添付書類に記載されている全ての事項が審査対象となることを述べたものではなく、この点を見ても、原告らの前記の指摘は失当である。

2 津波についての基本設計ないし基本的設計方針の内容

(1) 求釈明事項 2 (1) (求釈明申立書 8, 9 ページ) (津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針として被告国が主張する内容) について

被告国第 9 準備書面第 2 の 4 (2) ア (1) (27 ページ) のとおり、我が国では、原子炉設置（変更）許可の申請者に対し、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針において、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものと

して津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとすることを要求している。当該要求事項における枢要は「想定される津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとする」ことであり、「敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本」とするとしているのは、それを達成するための有効な手段をこれに限るのではなく、これ以外の手段も容認する余地を認める趣旨を明らかにしたものである。

(2) 求釈明事項 2 (2), (3) (求釈明申立書 9, 10 ページ) (被告国の主張する「敷地高さ」の意義及び福島第一発電所における想定津波の見直しと設置(変更)許可の有無)について

被告国第 9 準備書面第 2 の 4 (2) ア(イ) (27 ページ) で述べた「基本設計ないし基本的設計方針において、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとすることを求めている。」における「敷地高さ」とは、福島第一発電所 1 号機から 4 号機について言えば、同準備書面第 2 の 4 (2) ア(エ) (28 ページ) のとおり、主要建屋の敷地高さ (O. P. + 10 メートル) を指し、非常用海水系ポンプ（格納容器冷却海水系ポンプ、残留熱除去海水系ポンプ）及び非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが設置されていた O. P. + 4 メートル盤は含まれない。

この点、福島第一発電所 1 号機から 4 号機の設置(変更)許可申請における申請書及び添付書類によれば、敷地高さ (O. P. + 10 メートル) に設置されるのは、原子炉建屋、タービン建屋、主変圧器、廃棄物処理建屋等とされている（乙B 第 60 号証添付書類 8・8-2-(1) ページ）。

また、津波評価技術に基づく「想定の見直しによって、基本設計ないし基

本的設計方針に変更があったものとして、福島第一原子力発電所の設置許可自体の変更申請がなされ、新たに設置許可がなされたのか否か」（求釈明申立書10ページ）については、そのような事実はない。

3 予見可能性の対象と基本設計等の関係（求釈明事項3(1), (2)（求釈明申立書11ページ）について）

(1) 事故防止対策における想定すべき自然現象としての地震及び津波と、違法性判断の前提となる予見可能性の対象とすべき地震及び津波が重なり得るとの被告国（原告）の主張は、本件の予見可能性の対象が本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来であるとの被告国（原告）の主張と矛盾するものでないこと

原告らは、「敷地高さを超える津波の襲来が予見可能であれば、結果回避措置を義務づける要件としての予見可能性は肯定されるのではないか。」（求釈明申立書11ページ）と述べるが、次のとおり、予見可能性は、飽くまで現に生じた結果（法益侵害）の原因となった具体的な事象である本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来について必要であり、原告らの前記指摘は誤っている。

すなわち、被告国第5準備書面第4の2, 3（17～20ページ）、同第8準備書面第2の1(1)（3, 4ページ）のとおり、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであり、その前提となる予見可能性も、結果発生の原因となる事象について判断されるべきである。本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した本件事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否かが問われているのであるから、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

なお、被告国は、被告国第9準備書面第5の1(3)（65～67ページ）において、事故防止対策上、想定すべき自然現象としての地震及び津波と、違法性判断の前提となる予見可能性の対象とすべき地震及び津波は、概念上異なるものの重なり得ることを主張した。これは、原子炉施設においては、可能性は低くとも、過去の地震、津波を始めとする自然現象に関する記録から科学的に見て想定できる最も苛酷な自然現象に耐え得る設計であることが求められているため、事故防止対策上、想定すべき自然現象としての地震及び津波は、事実上、当時の科学的知見に基づいて予見することが可能な地震及び津波と重なること、そのため、これらは国賠法上の違法性判断の前提となる予見可能性の対象とすべき地震及び津波と重なり得ることを述べたものである。

すなわち、規制権限の不行使が問題とされる当時の科学的知見に基づき、実際に法益侵害を生じさせる原因となった具体的な自然現象が予見可能であった場合には、予見可能性の対象とすべき自然現象と事故防止対策上想定すべき自然現象は重なることになる。しかるに、本件においては、法益侵害を生じさせる原因となった具体的な自然現象たる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来は、事故防止対策との関係において、過去の経験から想定し得る自然現象を超えたものであり、違法性判断の前提となる予見可能性との関係においても、規制権限の不行使が問題とされる当時の科学的知見に基づき予見することはできなかったものであって、違法性判断の前提となる予見可能性があったとも認められないものである。

このように、事故防止対策上、想定すべき自然現象としての地震及び津波と、違法性判断の前提となる予見可能性の対象とすべき地震及び津波が重なり得るとの被告国の主張と、本件における予見可能性の対象が本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来であるとの被告国の主張は、何ら矛盾するものではない。

(2) 津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針に関する被告国の中張と、
本件の予見可能性の対象が本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津
波の発生又は到来であるという被告国の中張は、矛盾するものでないこと

津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針において、津波による浸水
等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないようにすること
を要求し、それを達成するための有効な手段として敷地高さを想定される
津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とすることとして
いるのは、それを達成するための有効な手段をこれに限るものではなく、こ
れ以外の手段も容認する余地を認める趣旨である。本件においては、敷地高
さが想定される津波の高さ以上のものとされていることが、原子炉施設の安
全機能が津波による浸水等によって重大な影響を受けるおそれがないものとす
ることに十分に資するものとなっていることが確認されたものである。

しかし、このことから、単に敷地高さを超える津波が到来すればその津波
の規模や地震等その他の事象の同時発生の有無等にかかわらず、原子炉施設
の安全機能が津波による浸水等によって重大な影響を受け、ひいては原告ら
が主張するように本件事故のような深刻な災害（シビアアクシデント）を引
き起こす現実的危険があることが科学的に認められるものではない。

被告国第8準備書面第2の1(1)(3, 4ページ)のとおり、地震及びこれに伴う津波により福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度、津波の遡上経路、各種設備、機器への影響の有無や程度（地震による損傷の有無及び程度、津波による浸水の有無、程度、時間等）、復旧に要する作業内容や時間等といった様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右されるものである。

したがって、本件において、敷地高さが想定される津波の高さ以上のもの

とされていることが、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針における要求事項である「津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとする」ことを達成するために十分に資するものであると被告国が判断したことと、本件の予見可能性の対象が本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来であることとは、何ら矛盾するものではない。

第3 予見可能性について

1 予見可能性の対象に係る原告らの主張が失当であること

(1) 原告らは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」により「損害発生の現実的危険性がある」ことについて、何ら具体的な主張立証をしていないこと

ア 原告らの主張

原告らは、本件における予見可能性の対象について、「損害発生の現実的危険性がある事象」が予見の対象となり(原告ら準備書面(25)5ページ), 「『本件と同規模の地震・津波』に至らない『O. P. + 10メートルを超える津波の到来』でありさえすれば、全交流電源喪失(B)をもたらす現実的危険性があることから、この予見が可能であれば、損害発生の予見可能性も認められ」(同9ページ), また、「『O. P. + 10メートルを超える津波の到来』の予見に基づく結果回避措置」により「本件地震及び津波によって全交流電源喪失を回避することは可能であった」と主張する(同16ページ)。

イ 被告国の反論

しかしながら、原告らは、本件において、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」をもって「損害発生の現実的危険性」があるとする根拠について、「福島第一原子力発電所の非常用電源設備及びその附属設備

の設置位置から、敷地高を超える津波が到来したときに全交流電源喪失の現実的危険性がある」と抽象的に述べるにとどまり（原告ら準備書面(22)8ページ），何ら具体的な主張立証をしていない。実際に、本件地震及びこれに伴う津波の規模を下回り，単に「O. P. +10メートルを超える津波の到来」によって，全交流電源喪失の危険があるのかについては，全く明らかではない。

したがって、「O. P. +10メートルを超える津波の到来」により「損害発生の現実的危険性がある」ことを前提に，「O. P. +10メートルを超える津波の到来」が予見可能性の対象となるとする原告らの主張は，その前提において失当である。また，「O. P. +10メートルを超える津波の到来」の予見に基づく結果回避措置によって本件の全交流電源喪失の回避が可能であったという根拠もない。

(2) 「O. P. +10メートルを超える津波」を発生させる地震が外部電源系の機能を喪失させるものであるかについて原告らは何ら明らかにしていないこと

ア 原告らの主張

原告らは，「外部電源を喪失する事態が発生しうることについて予見可能性があったということについては，事実上争いがない」として，「専ら津波についての予見可能性について論じる。」とした上で，「O. P. +10メートルを超える津波の到来」が予見可能性の対象である旨主張する（原告ら準備書面(25)2ページ）。

イ 被告国の反論

しかし，本件事故は，本件地震とこれに伴う津波の発生又は到来により，外部電源及び内部電源が失われて全交流電源喪失に陥り，直流電源も喪失又は枯渇するなどして炉心冷却機能が失われたことにより生じたものである。そのため，本件の予見可能性の対象は，発生したと主張されている法

益侵害の原因となった本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来であることはこれまで述べてきたとおりであり、それ以外の予見可能性を論ずる意味はなく、原告らの予見可能性に関する主張は、前提を誤ったものである。

しかも、原告らは、専ら「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」のみに言及するが、当該津波がいかなる位置でいかなる規模で発生した地震によるものであり、当該地震が福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系にいかなる影響を及ぼすものか（外部電源系の機能を喪失させ得るものか、喪失させ得るとして、どの程度の影響を生じさせ得るものか等）については、全く明らかにしていない。

また、被告国第6準備書面第5の4(3)（55ページ）のとおり、福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系は、耐震性について一般的な産業施設と同等の安全性を備えていたところ、原告らが主張する「O. P. + 10メートルを超える津波」を発生させる地震が、福島第一発電所1号機から4号機の外部電源系が有する耐震安全性を超える地震動を生じさせ、同外部電源系の機能を喪失させ得るものかについては、何ら具体的な主張立証がされていない。

そもそも、本件の予見可能性の対象は、実際に法益侵害を生じさせる原因となった本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来であることはこれまで述べてきたとおりであり、原告らの予見可能性に関する主張は、前提を誤ったものである。

(3) 敷地高さを超える津波が到来しただけで本件事故が発生したとは認められないこと

ア 原告らの主張

原告らは、「上陸後の津波の挙動は、地形や構造物の存在などの影響を受けて、極めて複雑な挙動を示すこととなることから、遡上の最終的な到

達を示す浸水高ないし遡上高を精緻に予想することは、一般には容易ではな」（原告ら準備書面(26) 21ページ）く、「海岸部に設置されている検潮所で測定されるべき津波の高さを大幅に超えて極めて高い浸水高、遡上高を記録することがありうる」から、「原子炉施設への津波の影響を考える場合には、海岸部に設置されている検潮所で測定される津波の高さによつて、敷地高を超えるか否かについて判断して危険性を判断すべき」と主張する（同24ページ）。

イ 被告国の反論

しかし、仮に原告らが主張するように津波の挙動の複雑さから最終的な浸水高を精緻に予想することが困難だったとしても、それは敷地高さを超えて遡上した津波が最終的にどの程度の浸水高になるかは精緻には分からぬというだけで、単に津波が敷地高さを超えるれば規模を問わず本件地震に伴う津波のようにO. P. +約11. 5から約15. 5メートルに達するということではない。「検潮所で測定される津波の高さによって（中略）判断すべき」との主張に至っては、発電所敷地から約1. 5キロメートル離れた検潮所で測定された津波の高さがどの程度であれば敷地東側海岸の防波堤（O. P. +5. 5～10メートル）を乗り越えて敷地高さ（O. P. +10メートル）を超える津波となるのか明らかでないばかりか、被告国第8準備書面第2の1(2)（5ページ）のとおり、浸水高が基準面O. P. を基準とするのに対し、検潮所で測定される津波高さが平常潮位を基準とするものであるという基準の違いを無視したものであつて全くの誤りである。

被告国第8準備書面第2の1(1)（3, 4ページ）及び前記第2の3(2)（11ページ）のとおり、地震及びこれに伴う津波により福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度

等の様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模に大きく左右されるものである。

本件事故は、岩手県沖から茨城県沖に及ぶ南北の長さ約450キロメートル、東西の幅約200キロメートル、最大すべり量50メートル以上にわたる岩盤の極めて大きい破壊によりマグニチュード9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震が発生し、これに伴う巨大津波が、福島第一発電所の敷地高さを大幅に超えるO.P.+約11.5から約15.5メートルの浸水高をもって到来したことにより、全交流電源喪失に陥り、直流電源も喪失又は枯渇するなどして炉心冷却機能を失い、外部環境に放射性物質を放出するに至ったものである。単に敷地高さを超える津波が到来したというだけでは、本件事故が発生したとは認められない。

(4) 予見可能性は、現実に生じた事実経過を前提に、結果発生の原因となった事象について判断されるべきこと

ア 原告らの主張

原告らは、「予見可能性の対象から『福島第一発電所事故が発生したと認めるに足りる証拠』は必要としない」（原告ら準備書面(22)8ページ）、「その事象から必ず結果が発生する、又は、高度の蓋然性を持って結果が発生しない限り、結果回避義務を負わないという被告国の中張は、誤り」であり、「予見可能性の要件と因果関係の有無の要件を混同するもの」とあると主張する（原告ら準備書面(25)10, 11ページ）。

イ 被告国の反論

しかし、遠藤博也「国家補償法 上巻」は、「国の場合も同様であって、事故防止をなすべき作為義務がみとめられないかぎり、いくら不作為でいても、それと事故の間に因果関係がみとめられないものである。したがって、被害者に対する関係で作為義務をおい、それに反するゆえに被害者に対する関係で不作為が違法であるという判断が先行してはじめて因果関係の存

在が肯定されることになるのである。（中略）危険管理責任型の不作為の違法ないしその前提となる作為義務の基準として、被侵害法益の重大性、結果予見性などと並んで、私人による危険回避の困難の反面、行政による危険防止の有効性や容易さがあげられているのは、因果関係の判断が違法性判断の中にすでに先取りされ、とりこまれてしまっていることを示しているといえる。いいかえると、不作為の違法性の判断が危険管理責任型の事例においては、責任要件の全般をカバーするほどの総合的判断であるわけである。」（220、221ページ）と述べている。すなわち、規制権限不行使の類型を含む不作為の事案においては、作為義務の有無を離れて、ある不作為と結果との事実的因果関係のみを問題としても意味がなく、作為義務のある不作為と結果との因果関係のみが法的に意味があるというべきである。作為義務が成立するためには、必要最小限度の要素として、少なくとも結果回避可能性（当該作為を行っていれば当該結果を避けられた可能性）が必要であるところ、これは因果関係と事実上重複する判断である。したがって、因果関係の有無は、基本的に作為義務の有無の判断に包摂されているというべきであり、その作為義務が認められて、不作為が違法といえるためには、実際に発生した事象との関係で、予見可能性が認められなければならない。

実際、原告らも、「最終的な予見可能性の対象となるのは、放射性物質放出による原告らの人格権侵害という損害（被害）自体の予見可能性の有無が問われる」と述べているのである（原告ら準備書面(25)8ページ）、国賠法上の違法判断の前提となる予見可能性は、現に生じた結果（法益侵害）について必要とされるものであることを認めているから、この点については争いがないものと解される。

本件において、原告らは、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって、福島第一発電所において放射性物質が放出される

事故が発生したことにより損害を被ったと主張するのであるから、その主張に係る法益侵害という結果について予見可能性ありと評価されるためには、現実に生じた事実経過を前提に、結果発生の原因となった本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

これに対し、原告らは、現実に生じた事実経過を離れ、実際に発生、到来した本件地震及びこれに伴う津波に至らない「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」という事象を抽象的に仮定して、当該抽象的な事象により損害発生の現実的危険性があるとして、その予見をもって福島第一発電所事故による原告らの法益侵害という結果発生の予見可能性があると主張する。しかし、そうであれば、原告らは、少なくとも、その前提として、このように仮定した抽象的事象の予見をもって現実の結果発生の予見と同視できること、すなわち、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」により本件事故が発生したと認められることを主張立証しなければならない。これは、予見可能性の存否を問うものであって、違法行為と損害との因果関係を問題とするものではないから、原告らの主張は失当である。

(5) 被告国が「予見可能性の有無について回顧的な検討をしている」との原告らの主張は、被告国の主張を正解しないものであり、「事前的判断の方法」により「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」の予見をもって足りるとする原告らの主張が失当であること

原告らは、潮見佳男「不法行為法 I 第2版」を引用し、予見可能性の判断の方法については「事後的判断の方法」と「事前的判断の方法」が指摘されるところ、後者が妥当であり、これによれば「行為者が将来において発生しうる事態を予見することの可能性の判断も、行為時に立って、実際に発生した現実の事態だけでなく、発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る

因果関係の連鎖を考慮する必要」があり、「建屋敷地を超えるO. P. + 10メートル超の津波の襲来があれば、全交流電源喪失を回避するため措置を取るべきことが求められる」とし、「被告国は、本件地震及び津波が既に発生したことを前提として、回顧的に『本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である』と主張しているが、これこそ（中略）予見可能性の有無について回顧的な検討をしている」と批判する（原告ら準備書面(25) 3～5ページ）。

しかし、原告らが引用する「事後的判断の方法」と「事前的判断の方法」とは、飽くまで民法上の過失における結果回避義務ないし結果回避可能性について論じるものであることが明らかである上（前掲潮見284, 285ページ）、同文献においても、予見可能性については、結果発生の予見可能性が必要であると論じられているのである（同293ページ）、予見可能性の対象として「実際に発生した現実の事態だけでなく、発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る因果関係の連鎖」を考慮すべきとはされていない。

もとより、被告国は、予見可能性の対象に係るこれら一般的な見解と同様に、本件においても、現に生じた結果の原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来についての予見可能性の有無を、規制権限の不行使が問題とされた当時の具体的な事情の下で判断すべきであると主張するものであり、「回顧的な検討」をするものではない。

この点に係る原告らの主張は、被告国の主張を正解しないものである上、予見可能性と結果回避可能性あるいは予見可能性の対象と判断基準時を混同するものであって、「事前的判断の方法」といえるものではない独自の主張にすぎず、失当である。

（6）結果回避可能性に係る原告らの主張も失当であること

原告らは、「『O. P. + 10メートルを超える津波の到来』の予見に基づく結果回避措置」により「本件地震及び津波によって全交流電源喪失を回避

することは可能であった」と主張する（原告ら準備書面(25) 16ページ）。

しかし、被告国第5準備書面第4の3（19, 20ページ）で述べ、原告らも防潮堤の設置につき自認（原告ら準備書面(25) 16ページ10～12行目）するとおり、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」というだけでは、どの程度の規模を想定して対策を講じることを要するのか判断することができない。原告らが主張する防潮堤の設置や、重要機器等の高所配置などの措置を講じるためには、一定程度具体的な浸水高の津波を想定しなければならないのであって、抽象的に敷地高さを超えるというだけで措置を講じることは実際には困難であるし、それらによって、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失の回避が可能であったという根拠はなく、実効性を伴わない措置になりかねない。したがって、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」を前提とする措置により、結果回避可能性を認めることはできないというべきである。

2 被告国に予見可能性が認められるとの原告らの主張が失当であること

（1）建屋敷地への浸水があれば当然の結果として電源設備等が機能喪失するとの原告らの主張が誤りであること

原告らは、溢水勉強会が示す知見についての被告東電の発表（甲B第35号証）を根拠に、「建屋敷地への浸水があれば、当然の結果として『建屋開口部から水が浸入し、電源設備などが水没し機能を喪失する』」と主張する（原告ら準備書面(26) 9ページ）。

しかし、福島第一発電所6号機については津波が敷地高さを超えて周囲に浸水したもの（甲B第1号証の1・資料II-11），原子炉建屋地下1階の隣にある非常用ディーゼル発電機室及びディーゼル発電機建屋1階に設置されていたディーゼル発電機（D/G）や原子炉建屋地下2階に設置されていた金属配電盤（M/C）といった機器自体は被水しなかった（同号証・資料II-21）。このことからも明らかかなとおり、津波が敷地高さを

超えて建屋の周囲に浸水すれば、その規模を問わず当然に電源設備等が被水し機能喪失するというものではない。

溢水勉強会による検討結果は、被告国第3準備書面第3の3(7)イ(7)c(42~44ページ)のとおり、福島第一発電所5号機について、敷地高さ(O.P.+13メートル)+1.0メートルの津波が継続して到来するものと仮定し、しかも、その継続時間を設定せず、無限時間継続するものと仮定して機器影響評価を行った結果、海側に面したタービン建屋(T/B)大物搬入口、サービス建屋(S/B)入口等から建屋に浸水する可能性があり、タービン建屋(T/B)大物搬入口、サービス建屋(S/B)入口から流入すると仮定した場合、タービン建屋(T/B)の各エリアに浸水し、電源設備の機能を喪失する可能性があるというものである。津波が敷地高さを超えさえすれば、その水量、水流、水圧等のいかんに関係なく当然に建屋に浸水し、電源設備を機能喪失させることが明らかにされたものではない。

原告らが引用する被告東電の発表(甲B第35号証)は、その溢水勉強会の結果に基づくものであって、溢水勉強会で得られた知見を超えて原告らが主張するような「建屋敷地への浸水があれば、当然の結果として『建屋開口部から水が浸入し、電源設備などが水没し機能を喪失する』」ことを示すものではない。

したがって、原告らの上記主張は失当である。

(2) 平成20年の貞観地震、津波に関する知見が平成18年の被告国の予見可能性を認める根拠とならないこと

本件地震及びそれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来はもとより、O.P.+10メートルを超える津波の到来についても被告国に予見可能性が認められないことは、被告国第3準備書面第3(5~70ページ)、同第5準備書面第4~第6(16~44ページ)、同第6準備書面第3、第4(24~42ページ)、同第8準備書面第2の1~7(3~22ページ)、

同第9準備書面第5の2、3（68～80ページ）のとおりである。

原告らは、O.P.+10メートルを超える津波の到来が予見可能であったことの根拠として、平成20年の佐竹ほか（2008）に基づく被告東電の試算につき主張する（原告ら準備書面（26）27ページ）。

しかし、被告国第3準備書面第2の1（3ページ）、同第3の4（4）（66, 67ページ）のとおり、国賠法上の違法は、行為当時を基準に判断されるべきであるところ、原告らは遅くとも平成18年には予見可能性が認められると主張するのであるから、その後の知見に基づいて予見可能性が認められるとする原告らの上記主張はそれ自体失当である。

しかも、平成20年の佐竹ほか（2008）により、被告国に予見可能性が認められないことは、被告国第3準備書面第3の3（8）（53～55ページ）、同第6準備書面第4の5（2）（41, 42ページ）、同第8準備書面第2の6（19, 20ページ）で主張したとおりである。

（3）地下トレーナを通じた浸水に関する原告らの主張は、責任原因の主張として無意味であること

原告らは、津波等の外部事象による建屋への浸水について、「主要建屋敷地を超える津波の遡上」のほか、「建屋敷地の地下に埋設された海面とつながっているトレーナを経由しての浸水も十分あり得る」（原告ら準備書面（26）11ページ）と主張する。

しかし、原告らは、予見可能性の対象を「約10メートル超の浸水高の津波が福島第一原子力発電所に到来することの可能性があるとの情報の一定程度の集積があるということ」と主張し、これとは別に「『O.P.+10メートル敷地高に達しない規模の津波』が到来することの可能性があることを予見可能性の判断要素として主張することはしない」というのであるから（原告ら準備書面（22）5ページ）、O.P.+10メートルに達しないことを前提とした地下トレーナに関する原告らの上記主張は、原告らの

請求原因との関係では何ら意味をなさない主張である。

第4 省令62号33条4項の追加は平成3年溢水事故とは関係がなく、同事故は、原告らが主張する規制権限不行使の違法を根拠づけるものではないこと

1 はじめに

第8回口頭弁論において、裁判所から、福島第一発電所1号機における平成3年溢水事故が、平成17年改正により追加された省令62号33条4項とどう関係するかについて求釈明がされた。

まず、省令62号33条4項の追加は、平成3年溢水事故とは関係がない。以下に述べるとおり、平成3年溢水事故は、発生当時において、被告国に報告され、事故評価がされた上、被告東電において個別に再発防止対策が講じられたことにより、対応は終結している。（後記2）

また、省令62号33条4項の追加は、平成17年改正により、安全設計審査指針の指針48の3項との対応関係を明確化するために追加されたものであり、平成3年溢水事故を受けた措置ではない。そもそも、省令62号33条4項は、溢水に対する考慮を求める規定ではなく、平成3年当時においても、福島第一発電所1号機の非常用電源設備は、同項に規定する「多重性又は多様性及び独立性」の要件を満たす状態にあった。（後記3）

これに対し、原告らは、裁判所の求釈明を受けた原告らの準備書面(29)において、平成3年溢水事故と、平成10年1月から平成11年3月までの間にされた非常用ディーゼル発電機の増設、平成17年改正による省令62号33条4項の追加を一連のものとして関係づけた上、同項において「多重性又は多様性及び独立性」の要件を明文化した趣旨には平成3年溢水事故（内部溢水）により明らかになった「被水」による機能喪失からの防護が含まれるから、同じ「被水」である津波（外部溢水）も考慮されるべきところ、福島第一発電所は津波による浸水に対する「独立性」を欠いていたため、同項に基づく監督権限

を行使すべきであったなどと主張する。

しかし、平成3年溢水事故と、上記非常用ディーゼル発電機の増設、省令62号33条4項の追加を一連のものとして関係づけることはできず、原告らの主張はその前提において誤っている。また、福島第一発電所が同項における「独立性」の要件を欠いていたとの原告らの主張は、原子炉施設の安全確保対策の体系や「独立性」の意義を正解しないものであって失当である。平成3年溢水事故は、原告らが主張する規制権限不行使の違法を根拠づけるものではない。

(後記4)

2 平成3年溢水事故の概要

(1) 平成3年溢水事故の状況

福島第一発電所1号機が定格出力で運転中であった平成3年10月30日午後5時55分頃、巡視点検において、同号機タービン建屋地下1階南側の床面から海水の漏洩が発見された。このため、同日午後11時45分、原子炉が手動停止された。

点検調査の結果、漏洩水は、タービン建屋地下1階南側の電動機駆動原子炉給水ポンプ付近のコンクリート床面の亀裂部から漏洩し、付近に流出していた。また、流出した漏洩水の一部は、近くにある電線管ピットから電線管を通じ、タービン建屋補機冷却水系熱交換器エリア、シャワードレン受タンクエリア、原子炉建屋三角コーナー（北東、南東）及び1、2号機共通ディーゼル発電機室に浸入していた。

電動機駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管より原子炉給水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に、約 22×40 ミリメートルの貫通穴が空いていることが確認された。

当該海水配管から海水漏洩に至った原因は、貝等の異物によりライニング

*1表面に傷ができ、徐々に拡大してライニングが局部的に損傷した後、海水が損傷されたライニング部に浸透し、海水による材料の腐食減肉が内面より徐々に進行した結果、当該海水配管の一部が局所的に貫通し、海水の漏洩に至ったと推定された。

放射性物質の原子炉施設外への放出はなく、放射線業務従事者の計画外被ばくもなかった。

福島第一発電所1号機には、タービン建屋地下1階の非常用ディーゼル発電機（D/G）室に1台、1、2号機共通ディーゼル発電機室に1台の合計2台の非常用ディーゼル発電機が設置されていたところ、漏洩水の一部が1、2号機共通ディーゼル発電機室に浸入し、2号機との共用の非常用ディーゼル発電機（D/G）の下部が浸水したため、工場で点検修理が行われ、現地での全体的な機能試験が実施された結果、健全性が確認された。

(乙B第90号証、同第91号証51ページ)

(2) 平成3年溢水事故の評価

ア 平成3年当時の原子力発電所事故・故障等評価尺度について

現在、原子力事故、事象の評価は国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）により行われているが、我が国がINESの適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、平成3年当時は、我が国独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が適用されていた。

我が国の原子力発電所の故障、トラブル等は、軽微なものも含めて積極的に公表されているが、その内容が技術的、専門的なものであり、直ちに一般国民の理解を得ることが困難な場合が多いこと等から、原子力

*1 腐食、摩耗などを防ぐために張り付けられた裏張り。

発電所全体の安全性への影響の度合いについて適切な理解を得られていないことがあった。そこで、故障、トラブル等について広く国民の一層の理解に資するため、個々の故障、トラブル等が原子力発電所の安全上どのような意味をもつかを簡明に表現できるような指標（評価尺度）として、我が国独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が策定され、平成元年に導入されたものである。（乙B第92号証）

我が国独自の原子力発電所・故障等評価尺度においては

基準1 放射性物質の原子炉施設外への影響

基準2 放射線業務従事者の計画外被ばく

基準3 原子炉施設の状況

としてそれぞれのレベルが設定され、評価に当たっては、上記基準1から基準3で評価するとともに、そのレベルのうち最高のものを当該事象の評価結果とするものとされた。

このうち、基準3「原子炉施設の状況」については

レベル0 原子炉施設の安全性に関係しない事象

レベル1 原子炉施設の安全性に影響を与えるものではないが、これに関係しうる事象

レベル2 原子炉施設の安全性に影響を与えるものではないが、これに関係する事象

レベル3 原子炉施設の安全性に影響を与える事象

レベル4 レベル3を超える事象

として5段階のレベルが設定されていた。（同号証）

その後、平成4年3月にINES（国際原子力事象評価尺度）の各国への正式導入が提言されたことを踏まえ、同年8月から原子力発電所に係る評価尺度を我が国独自の評価尺度からINESに切り替えられた。

イ 原子力発電所事故・故障等評価尺度において、平成3年溢水事故は原子

炉施設の安全性に関係しない事象と評価されていること

平成3年溢水事故は、我が国独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度の基準3において、レベル0（本事象は安全上重要な機器以外の機器である補機冷却系海水配管からの海水漏洩であり、原子炉施設の安全性に関係しない事象であるので、レベル0）と評価されるなど、基準1から基準3のいずれにおいても「0」と評価された（甲B第192号証）。

(3) 平成3年溢水事故の発生を受けて執られた対策

ア 被告東電は平成3年溢水事故の発生を受けた再発防止対策を講じたこと
前記(2)イのとおり、平成3年溢水事故は、原子炉施設の安全性に関係しない事象と評価されるものではあったものの、被告東電は、平成3年溢水事故の発生を受けた再発防止対策として、補機冷却水系海水配管の取替えを実施するとともに、その取替えに当たり、海水漏洩箇所が埋設部であったことに鑑み、点検性、保守性等の改善を図るべく、海水配管の架空化^{*2}を実施することとした。併せて、被告東電は、当該工事で新設される配管の内面に、施工性、管内面との密着性及び耐剥離性等により優れたポリエチレンライニングを施工することとした（乙B第90号証2枚目）。この点については、吉田所長も、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調査委員会」という。）のヒアリングにおいて、「今まで土の中にただ掘って、カバーして入れてあったものを、ダクトというか、トンネルをつくって、この中にちゃんと配管を通してメンテナンスができるように配管を取り替えて対応したので、要するにここで水があふれる、溢水対策、これの問題だと思うんですけども、これをすぐそのときに対応したんですね。」と述べているとお

*2 空中に架け渡すこと。

り（甲B第181号証の3の2・4ページ），被告東電において実際に再発防止対策が講じられたことが分かる。

イ 他のプラントにおける対応の検討は不要とされたこと

なお，平成3年溢水事故を受けた他のプラントへの水平展開の検討については「対象外」，すなわち他のプラントにおいて平成3年溢水事故を踏まえた対応の検討は不要とされている（甲B第193号証）。

ウ 被告東電は平成3年溢水事故を教訓として他の内部溢水対策も講じたこと

また，東電事故調査最終報告書（丙B第41号証の1）によれば，平成3年溢水事故の教訓として，被告東電社内のワーキンググループ等で検討が開始され，「地下階に設置された重要機器が，建屋内の配管破断等による内部溢水により被水・浸水して機能を失わないよう水密化対策などを実施し」たとされている（同38ページ）。また，「その後の定期安全レビュー（P S R）における評価においては，各プラントとも十分な安全レベルであることが確認されたものの，（中略）より一層の安全性・信頼性向上させる観点（最新のプラントとの比較も考慮）から，改善の余地のある項目の一つとして内部溢水対策を取り上げており，その後，技術的な検討を行った上で各プラントの対策工事を実施している。」とされており，「内部溢水対策として改善した具体例」として

原子炉建屋階段開口部への堰の設置

原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化

原子炉建屋1階電線管貫通部トレチハッチの水密化

非常用電気品室エリアの堰のかさ上げ

非常用D／G室入口扉の水密化

復水器エリアに監視カメラ・床漏えい検知器設置

が挙げられている（同ページ）。

3 省令62号33条4項の追加は、平成3年溢水事故とは関係がないこと

(1) 省令62号33条4項は安全設計審査指針の指針48の3項との対応関係の明確化のために規定されたこと

ア 省令62号33条4項は平成17年の省令改正により追加されたこと

被告国第2準備書面第2の3(3)エ(28~30ページ)のとおり、省令62号33条は、平成17年7月1日経済産業省令68号による改正がされた(施行は平成18年1月1日)。それまで同条は、1項から3項が規定されていたところ、上記改正により、4項として

「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の单一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。」

との規定が、5項として

「原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。」

との規定が追加された。

イ 平成17年の省令62号の改正経緯

平成14年1月、保安院総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会は、基準化戦略ワーキンググループを設置し、原子力発電施設に関する国の技術基準の在り方についての審議、検討を行った。その結果を基に、同年7月22日、同小委員会は、「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」と題する報告書を取りまとめ、原子力発電設備の技術基準については要求される性能

を中心とした規定（性能規定）とした上で、学協会規格を国が技術的妥当性を評価した上で規制に活用するとの基本方針を示した。

この方針を具体化するため、同小委員会は、平成16年6月に性能規定化検討会を設置し、構造材料に関する仕様規定の性能規定化、安全設計審査指針やIAEA安全基準との整合性、国内外の知見を反映した体系的整備の観点から、技術的専門事項の検討を行い、平成17年3月、「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と体系的整備について～中間とりまとめ～」と題する中間報告書を取りまとめた。

平成17年の省令62号の改正は、この中間報告書に従って行われたものである。（乙A第22号証）

ウ 平成17年の省令62号の改正は、安全設計審査指針との対応関係の明確化等のためにされたこと

平成17年の省令62号の改正内容は、材料、構造等の性能規定化、安全設計審査指針との対応関係の明確化、国内外知見の反映である。このうち、安全設計審査指針との対応関係の明確化については、

- ①安全設備の環境条件における適合要件及び多重性、多様性、独立性の明確化
- ②運転中等における試験の実施可能性の明確化
- ③原子炉停止系統の運転状況区分に応じて求められる機能等の明確化
- ④安全保護装置に求められる機能及び多重性、独立性等の明確化
- ⑤原子炉格納施設に係る隔離弁、熱除去設備等の試験の実施可能性等の明確化

などの観点について、安全設計審査指針の要求内容と対応関係が明確になるよう省令62号の見直しを行った。省令62号33条4項については、安全設計審査指針の指針48の3項との対応関係を明確化するため

に規定されたものである。

なお、国内外知見の反映に当たっては、事故、トラブル情報及び認可事例の経験から得られた知見を新たに省令62号に盛り込むこととされ、対象となった事故、トラブルの事例として、平成11年度に発生した敦賀発電所2号機再生熱交換器損傷、平成13年度に発生した浜岡発電所1号機余熱除去系蒸気凝縮系配管事故、美浜発電所3号機2次系配管破損事故、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器等に係る応力腐食割れ問題が挙げられたものの、平成3年溢水事故は含まれていない。(乙A第22号証)

(2) 省令62号33条4項の追加は平成3年溢水事故とは関係がないこと

ア 省令62号33条4項は溢水に対する考慮を求める規定ではないこと

被告国第6準備書面第5の2(1)（44～46ページ）のとおり、内部事象における溢水対策については、平成13年安全設計審査指針の指針4及びこれを前提とする省令62号8条4項において溢水に対する安全性が考慮されている。また、津波等の外部事象における溢水対策については、同指針の指針2及びこれを前提とする同省令4条1項において、洪水、津波等の「想定される自然現象」により「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない」ことが求められ、溢水に対する安全性が考慮されている。そして、同準備書面第5の2(2), (3)（46～48ページ）のとおり、同指針48の3項及びこれを前提とする同省令33条が規定する「独立性」に関する「共通要因」としては、溢水及び浸水は考慮を要しないものであり、そのことが不合理であったとはいえない。

このように、そもそも、省令62号33条4項は、溢水に対する考慮を求める規定ではないから、平成3年溢水事故と同項が追加されたことに関係があるということはできない。

イ 省令62号33条4項が追加された省令改正の際、考慮することとされた事故、トラブルの事例に平成3年溢水事故は含まれていないこと

前記(1)イ、ウのとおり、平成17年の省令62号の改正は、平成14年から行われた検討を踏まえたものであり、省令62号33条4項の追加は、安全設計審査指針の指針48の3項において、既に非常用電源設備について「多重性又は多様性及び独立性」を求めていたところ、同項との対応関係を明確化するために規定されたものである。また、同改正においては、事故、トラブル情報から得られた知見を省令62号に盛り込むこととされているが、対象となった事故、トラブルの事例に平成3年溢水事故は含まれていない。このことからも、同省令33条4項の追加が平成3年溢水事故と関係がないことは明らかである。

(3) 福島第一発電所1号機の非常用電源設備は「多重性又は多様性及び独立性」に反しないこと

そもそも、前記2(1)(25ページ)のとおり、平成3年当時、福島第一発電所1号機には、タービン建屋地下1階の非常用ディーゼル発電機(D/G)室に1台、1、2号機共通ディーゼル発電機室に1台の合計2台の非常用ディーゼル発電機が設置されていたところ、被告国第5準備書面第3の3(2)(16ページ)のとおり、2号機に空冷式非常用ディーゼル発電機(D/G)1台が追設される以前の平成3年時点においても、非常用電源設備及びその附属設備は多重性と独立性を有していたものである。

この点につき、以下ふえんして述べる。

ア 福島第一発電所1号機の非常用電源設備は、昭和45年安全設計審査指針策定当時、同指針7の「独立性および重複性」の要件を満たしていたこと

(ア) 昭和45年安全設計審査指針7の「独立性および重複性」は、1つのプラント単独で非常用ディーゼル発電機2台を備えることまで要求する

ものではないこと

昭和45年安全設計審査指針の指針7は、「非常用電源設備は、単一動的機器の故障を仮定しても、工学的安全施設や安全保護系等の安全上重要かつ必須の設備が、所定の機能を果たすに十分な能力を有するもので、独立性および重複性を備えた設計であること。」を要求している（乙A第14号証5ページ）。ここにいう「独立性および重複性」とは、「単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響をおよぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされること」をいう（同号証11ページ「7 非常用電源設備」③）。

ここで、「非常用発電機を2台とするなどにより」とあるとおり、「非常用発電機を2台とする」との文言は飽くまでも例示であり、必ずしも、1つのプラント単独で非常用ディーゼル発電機2台を備えることまで要求しているものではない。

(1) 非常用ディーゼル発電機を他号機と共用していたとしても、昭和45年安全設計審査指針7の「独立性および重複性」の要件を満たすこと

この点、福島第一発電所のうち、設置（変更）許可の審査に当たって同指針が用いられたのは4号機が初めてであるところ、4号機の設置（変更）許可処分について見るに、4号機については、原子炉設置変更許可申請書の「非常用電源設備の構造」の項目において、「ディーゼル発電機 台数2（うち1台は3号機との共通予備）」と記載されている（乙B第93号証20ページ）。この申請を受けた調査審議においては、「非常用電源等」について「4号炉に必要な非常用電力は、3、4号炉用2

75KV送電線2回線から供給される。また、1、2、3号炉用所内電力系からも供給を受けることができ、これらの電源がすべて喪失してもディーゼル発電機（2台のうち1台は予備で3号炉と共に用），および所内の蓄電池から、供給できるようになっている。」（乙B第94号証「2.10 安全防護設備の機能確保」「(1)非常用電源等」）とされている。すなわち、十分な能力をもった同一の機能を有する系統が二つ以上あるから、重複性を備えており、2台のディーゼル発電機は設計上考慮する環境条件及び運転状態において一方が他方に影響を及ぼさないように設置されていることから、独立性が確保されており、非常用電源を備えた原子炉の安全性が確認されている。このように、非常用ディーゼル発電機2台のうちの1台について他号機と共に用であったとしても、「独立性および重複性」の要件を満たしていたことは明らかである。

(ウ) 1号機の非常用電源設備が昭和45年安全設計審査指針7の「独立性および重複性」の要件を満たすものであること

昭和45年安全設計審査指針の策定前に設置（変更）許可処分がされた福島第一発電所2号機及び3号機についても、同指針を先取りする形で、4号機と同様に非常用ディーゼル発電機2台のうち1台については、他号機と共に用となっていた。また、1号機についても、隣接する2号機の設置に伴って、専用の非常用ディーゼル発電機1台に加えて、もう1台が2号機と共に用となった。このように、1号機ないし3号機についても、昭和45年安全設計審査指針策定当時、同指針7が求める「独立性および重複性」の要件を満たしていたことは明らかである。

イ 平成2年安全設計審査指針以降の指針が要求する「多重性又は多様性」は、昭和45年安全設計審査指針が要求する「重複性」の意味内容を継承すること

(7) 昭和45年安全設計審査指針の「重複性」

前述のとおり、昭和45年安全設計審査指針は、同指針7で非常用電源設備に「独立性および重複性」を備えた設計であることを求めており、「独立性および重複性」とは、「单一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響をおよぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされることをいう」とされている。

このうち、重複性に関する箇所は文脈上、「(非常用発電機)を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし」の箇所であることは明らかである。

(イ) 昭和52年安全設計審査指針の「多重性」

その後、昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年に改訂された(以下、昭和52年の改訂後の同指針を「昭和52年安全設計審査指針」という。)。昭和45年安全設計審査指針の指針7に相当する昭和52年安全設計審査指針の指針18「電気系統」の3項は、「非常用所内電源系は、十分独立な系統とし、外部電源系の機能喪失時に、1つの系統が作動しないと仮定しても、次の事項を確実に行うのに十分な容量および機能を有する設計であること。」とし(乙A第23号証6ページ)、「独立性および重複性」の語は用いていないものの、非常用電源設備に対し、設計上、「独立性および重複性」の意味内容とほぼ同様の要件を要求している。

さらに、同指針では、指針29「安全保護系の多重性」において、「安全保護系は、その系を構成するいかなる機器またはチャンネルの单一故障が起こっても、あるいは使用状態からの单一の取り外しを行っても、安全保護機能を失うことにならないような多重性を有する設計であるこ

と。」として（同号証7ページ），多重性の要件を求めている。

この「多重性」とは，「同一の機能を有する系が2つ以上あることをいう。」ところ（同号証4ページ），昭和52年安全設計審査指針において初めて使われた用語である。

もっとも，昭和45年安全設計審査指針の安全保護系に関する規定である同指針4.3(1)では，「安全保護系は，その系を構成するいかなる機器またはチャンネルの单一故障，あるいは使用状態からの单一の取り外しをおこなっても，保護機能を失なう結果にならないような重複性をもつ設計であること。」としており（乙A第14号証4ページ），昭和52年安全設計審査指針の同指針29と比較すると，単に，「重複性」から「多重性」に用語を入れ替えただけで，それ以外の文言はほぼ同一であることが分かる。

(ウ) 平成2年安全設計審査指針の「多様性」

その後，昭和52年安全設計審査指針は，平成2年に改訂された（以下，平成2年に改訂後の同指針を「平成2年安全設計審査指針」という。）。昭和52年安全設計審査指針の指針18「電気系統」の3項に相当する平成2年安全設計審査指針の指針48「電気系統」の3項では，「非常用所内電源系は，多重性又は多様性及び独立性を有し，その系統を構成する機器の单一故障を仮定しても次の各号に掲げる事項を確実に行うのに十分な容量及び機能を有する設計であること。」とし（乙A第24号証50ページ），「多重性又は多様性及び独立性」の要件を要求している。

その後，平成2年安全設計審査指針は，平成13年に，本件事故当時の指針である平成13年安全設計審査指針に改定されているが，同指針48の3項の規定はそのまま引き継がれている。

平成2年安全設計審査指針の指針48の3項において，「多重性」の要件と選択的に要求される要件である「多様性」とは「同一の機能を有

する異なる性質の系統又は機器が二つ以上あるこという。」ところ（同号証45ページ），同指針において初めて用いられた用語である。

(I) 「多重性又は多様性」は，「重複性」の意味内容を継承する概念であること

以上の安全設計審査指針の改訂内容や定義した「重複性」，「多重性」，「多様性」の意味内容を検討すると，重複性とは，前記のとおり，「(非常用発電機) を2台とするなどにより，十分な能力を有する系を2つ以上とすること」であるところ，当該系について，それが同一の性質であるか異なる性質であるかを問わずに，非常用発電機を2台とすることなどにより，十分な能力を有する系を二つ以上とすることを意味する。また，「多重性」は，重複性が求める二つ以上の系統について「同一の性質」を求め，「多様性」は，重複性が求める二つ以上の系統について「異なる性質」を求めるものの，それ以外については，重複性の意味内容を継承しているものと解される。

この点は，「多重性」及び「多様性」の定義のいずれも，専用との限定を付さずに，単に「同一の機能を有する同一（又は異なる）の性質の系統又は機器が2つ以上あること」としており，共用を排除していないことからも明らかである。

ウ 平成3年当時の福島第一発電所1号機の非常用電源設備が平成2年安全設計審査指針の指針48の3項の「多重性又は多様性及び独立性」の要件を満たしていたこと

以上のとおり，「多重性又は多様性」は重複性の意味内容を継承していることから，平成3年溢水事故当時において，福島第一発電所1号機の非常用ディーゼル発電機2台のうち1台が2号機と共にあったとしても，昭和45年安全設計審査指針の指針7が求める「独立性および重複性」の要件を満たしている以上，平成2年安全設計審査指針の指針48の3項が

求める「多重性又は多様性及び独立性」の要件も満たしていることは明らかである。

4 原告らの主張が失当であること

(1) 平成3年溢水事故と非常用ディーゼル発電機の増設、省令62号33条4項の追加を一連のものとして関連づける原告らの主張の誤り

ア 原告らの主張

原告らは、平成3年溢水事故当時、福島第一発電所の各号機において、2台の非常用ディーゼル発電機のうち1台を隣接プラントと共に用いていたから「多重性・独立性」の要件を満たしていなかったとした上（原告ら準備書面(29)11、12ページ）、これを前提に、同事故後、被告東電は、「『共用』という手法では、平成3年溢水事故のような被水により、非常用電源を喪つてしまふ現実的な危険性があることを認識したから」、非常用ディーゼル発電機の増設を行ったと主張する（原告ら準備書面(29)12、13ページ）。

また、原告らは、被告国が「平成3年溢水事故の知見を踏まえて」、「非常用ディーゼル発電機の2台専用化を推奨し」、「その後10数年かけて、すべての原子炉施設において、非常用電源設備及びその附属設備が『多重性・多様性・独立性』が確保されるという実態になったという認識にたって」、平成2年安全設計審査指針との整合性を図り、国内外の知見を反映させる趣旨で省令62号33条4項を規定したと主張する（同準備書面22ページ）。

イ 平成3年溢水事故当時、非常用ディーゼル発電機が「多重性」、「独立性」を満たしていなかったという前提が誤っていること

しかしながら、前記3(3)（32ページ）のとおり、福島第一発電所1号機の非常用電源設備は、平成3年溢水事故当時においても、「多重性又は多様性及び独立性」の要件を満たしていたものであり、非常用ディー

ゼル発電機2台のうちの1台を2号機と共に用いていたとしても、同要件に反するものではない。この点は他の号機においても同様である。

原告らの上記主張は、「多重性又は多様性及び独立性」の意味内容を正解しないものであって、失当である。

ウ 平成3年溢水事故当時に非常用ディーゼル発電機1台が他号機との共用であったことは、平成3年溢水事故により非常用電源設備の機能を失う現実的な危険性を認識できる事情とはいえないこと

この点、被告東電の認識については被告国において明らかでないが、そもそも、平成3年溢水事故において、1、2号機共用の非常用ディーゼル発電機の下部が没水した際、もう1台の1号機専用の非常用ディーゼル発電機が浸水し、機能を失う危険性があったか否かは、1号機の非常用ディーゼル発電機を2号機と共に用いていたか否かとは関係がない。すなわち、仮に、平成3年溢水事故の際に内部溢水によって1号機に設置された非常用ディーゼル発電機が2台とも被水し、機能を喪失するに至っていたとすれば、1号機は非常用の交流電源を失うこととなるが、それは、1号機に設置された2台の非常用ディーゼル発電機2台が被水して、機能を喪失したためであり、1号機に設置された2台の非常用ディーゼル発電機が、いずれも1号機の専用であったか、それとも、そのうち1台が2号機と共に用いていたかという事情の相違とは関係なく生じるものである。他方、2号機は、2号機専用の非常用ディーゼル発電機が設置されているのであるから、仮に、1号機と共に用いる1号機タービン建屋地下1階に設置された1、2号機共用の非常用ディーゼル発電機が被水して、機能喪失したからといって、2号機の非常用の交流電源が失われることはない。

このように、非常用ディーゼル発電機を他号機と共に用することと、被水により、非常用電源を喪失するかということとは関係がなく、非常用

ディーゼル発電機 1 台が共用であったから「平成 3 年溢水事故のような被水により、非常用電源を喪つてしまう現実的な危険性があることを認識した」とは到底いえないであって、原告らの上記主張は失当である。

エ 平成 3 年溢水事故、非常用ディーゼル発電機の増設、省令 62 号 33 条 4 項の追加は関係がないこと

前記 2(3)ウ(28 ページ)のとおり、東電事故調査最終報告書(丙B 第 41 号証の 1)には、非常用ディーゼル発電機の増設は、平成 3 年溢水事故を受けて執られた対策として記載されておらず、非常用ディーゼル発電機の増設が平成 3 年溢水事故を受けて行われたものということはできない。これに加えて、前記 3(2)(31, 32 ページ)のとおり、省令 62 号 33 条 4 項の追加は、平成 3 年溢水事故とは関係がない。

さらに、これまで述べたとおり、平成 2 年安全設計審査指針以降の指針が要求する「多重性又は多様性」は、昭和 45 年安全設計審査指針が要求する「重複性」を継承する概念であり、空冷式非常用ディーゼル発電機が増設される以前から、福島第一発電所各号機の非常用電源設備は「多重性又は多様性及び独立性」の要件を満たしていたのであって、原告らがいうように非常用ディーゼル発電機の 2 台専用化によって初めて「『多重性・多様性・独立性』が確保されるという実態になった」というものでもない。

したがって、平成 3 年溢水事故、非常用ディーゼル発電機の増設及び省令 62 号 33 条 4 項の追加を一連のものとして関連づけることはできず、原告らの上記主張は失当である。

(2) 非常用ディーゼル発電機の増設後も非常用電源設備の「独立性」に欠けていたとの原告らの主張の誤り

ア 原告らの主張

原告らは、1 号機、3 号機、5 号機については 2 台の非常用ディーゼル

発電機及び非常用高圧電源盤が、2号機、4号機については3系統ずつ設置されている非常用高圧配電盤が同じ建屋、フロアに設置されていたことから、内部溢水及び外部漏水という危険との関係においては「独立性」の要件を欠く状態であったと主張する（原告ら準備書面(29)19, 27, 28ページ）。

イ 省令62号33条4項は溢水に対する考慮を求めるものではなく、同じ建屋、フロアに設置することが独立性の要件に反するものではなかったこと

しかしながら、前記3(2)ア（31ページ）のとおり、平成13年安全設計審査指針の指針48の3項及びこれを前提とする省令62号33条が規定する「独立性」に関する「共通要因」としては、溢水及び浸水は考慮を要しないとされていたのであるから、溢水及び浸水という事象を前提として、「独立性」の要件として、同じ建屋、フロアに非常用電源設備を設置しないことまで求められていたものではない。

したがって、複数の非常用ディーゼル発電機、非常用高圧配電盤が、同じ建屋、フロアに設置されたことが「独立性」に反する旨の原告らの上記主張も、平成13年安全設計審査指針及び省令62号の体系や「独立性」の意味内容を正解しないものであって失当である。

(3) 平成3年溢水事故の際に非常用ディーゼル発電機1台が機能喪失に至らなかつたのは偶然によるものであるとの原告らの主張の誤り

ア 原告らの主張

原告らは、平成3年溢水事故の際、1号機の2台の非常用ディーゼル発電機が同じタービン建屋地下1階にあったことから、「1台が機能喪失をしなかつたのは偶然によるものであり、溢水により2台とも機能喪失に陥る現実的 possibility はあった。」と主張する（原告ら準備書面(29)18ページ）。

イ 非常用ディーゼル発電機 1 台が機能喪失に至らなかつたのは偶然によるものではないこと

しかしながら、1号機の2台の非常用ディーゼル発電機は、同じ部屋に設置されていたものではなく、タービン建屋地下1階の非常用ディーゼル発電機室と1、2号機共通ディーゼル発電機室に分かれて設置されていたのであり、1、2号機共通ディーゼル発電機室が被水したのに対し、非常用ディーゼル発電機室に被水は認められていない。したがって、1、2号機共用のディーゼル発電機の下部が浸水したからといって、1号機専用のディーゼル発電機も必然的に浸水の危険性があったとはいえない。前記2(3)ウ(28ページ)のとおり、平成3年溢水事故を受けて、被告東電においては、「非常用D/G室入口扉の水密化」を行っているのであるから、その後には2台の非常用ディーゼル発電機が同時に浸水して機能喪失する危険性は一層低くなっていたといえる。

また、平成3年溢水事故においては、巡視点検において湧水が発見されたものであるところ、平成3年当時の実用炉規則10条は「法第35条第1項の規定により、原子炉設置者は、毎日1回以上、放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

- 一 原子炉冷却系統施設
- 二 制御材駆動設備
- 三 電源、給排水及び排気施設」

と規定しており、事業者の業務として毎日1回以上の巡視点検が義務付けられていた。したがって、毎日1回以上、継続的に巡視点検を行うことにより、事象を早期に発見し、それがより重大な事象ないし事故に至らないよう未然に防止することが可能であった。

平成3年溢水事故においても、前記規則に基づき原子炉施設において日々実施されている巡視点検を契機として判明したものである。

このように、保安規定により定められた毎日の巡視及び点検などの災害を未然に防止する管理体制が整備されている中では、ある事象が発生したとしても、それが異常事象ないし事故に進展するのを防止することが期待されているのであって、平成3年溢水事故において、非常用ディーゼル発電機1台が機能喪失を免れたのは、原告らが主張するような「偶然によるもの」とはいえない。

(4) 平成3年溢水事故は、原子炉施設の安全性に關係しない事象と評価されており、被告国における安全対策上の考慮を要する事故とはいえないこと

ア 原告らの主張

原告らは、平成3年溢水事故については、政府事故調査委員会による吉田所長に対するヒアリング記録においても「その事故の重大性」が指摘されているとして、同事故について「非常に大変な事故だった」と述べる吉田所長の発言を引用している（原告ら準備書面(29)8ページ）。

また、原告らは、平成3年溢水事故による「発電停止時間は、1635時間20分（約68日間）とされており、事故の結果の大きさを示している。」と主張する（同7ページ）。

イ 平成3年溢水事故は原子炉施設の安全性に關係しない事象と評価されており、被告国における安全対策上の考慮を要する事故とはいえないこと

前記2(2)イ（26, 27ページ）のとおり、平成3年溢水事故は、当時の我が国独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度において、基準3につきレベル0（本事象は安全上重要な機器以外の機器である補機冷却水系海水配管からの海水漏洩であり、原子炉施設の安全性に關係しない事象であるので、レベル0）と評価されるなど、基準1から基準3のいずれにおいても「0」と評価されたものであり（甲B第192号証），水

平展開の検討も対象外とされている（甲B第193号証）。

平成3年溢水事故については、当時の実用炉規則24条2項に基づいて被告国に報告され、被告東電において再発防止対策が示され、実際にその対策が講じられていることからすれば、被告国における安全対策上の考慮を要する事故とはいえない。

ウ 平成3年溢水事故後の原子力発電所の停止期間の長さは、事故による結果の大きさを示すものではないこと

平成11年から平成23年までに発生した、原子力発電所における停止期間が50日を超える事象ないし事故の発生件数、国際原子力事象評価尺度（INES）及び停止期間を見ると（福島第一発電所事故は除く）、平成11年7月12日発生の敦賀発電所2号機による「再生熱交換器連絡配管からの一次冷却材漏えい」事象（停止期間138日、INES評価1）から平成22年11月2日発生の福島第一発電所5号機による「原子炉給水系の不具合」事象（停止期間53日、INES評価0+）までの合計12件であり、INES評価尺度は「評価対象外（安全性に関係しない事象）」「レベル0-（安全に影響を与えない事象）」「レベル0+（安全に影響を与える事象）」「レベル1（異常事象のうちの「逸脱」）」の範ちゅうにとどまるものであり、評価上「事故」と呼べるものはなかった（乙B第95号証の1～同第106号証の2）。

また、浜岡発電所5号機の「タービン振動過大によるタービン自動停止」事象（停止期間は平成18年6月15日から平成19年2月11日までの241日間）のように、評価尺度がレベル0、すなわち、安全上重要ではない事象であっても停止期間が200日を超える事例もある。

このように、事故後の原子力発電所の停止期間の長さは、事故の大きさを表すという関係にはないから、平成3年溢水事故による停止時間が1635時間20分（約68日間）であることは、事故による結果の大

きさを示すものということはできない。

エ 平成3年溢水事故を受けて被告国が規制権限行使しなかったことが著しく合理性を欠くとはいえないこと

上記のとおり、平成3年溢水事故は、被告国における安全対策上の考慮を要する事故ではなく、原告らの主張する「非常に大変な事故」とはいえず、レベル0と評価され、水平展開の検討の必要性もないと評価されていたものである。したがって、原告らが主張するように、平成3年溢水事故を受けて被告国において「溢水による被水によって非常用電源設備及びその附属設備が機能喪失し、全交流電源喪失に陥ることの可能性を限りなく縮小する必要性」を認識するような状況にはなかった。

それでもなお、被告東電においては、前記2(3)ウ(28ページ)のとおり内部溢水対策を進めていたのであり、このような状況からすれば、被告国が被告東電に対して規制権限行使しなかったことが著しく合理性を欠くとはいえない。

以上

(用語の説明)

ライニング：腐食、摩耗などを防ぐために張り付けられた裏張り。

架空化：空中に架け渡すこと。

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	平成25年 11月1日付け
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	10	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	13	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	13	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	29	
昭和36年長期計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	30	
昭和42年長期計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	31	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	32	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	32	
昭和53年長期計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	33	
昭和57年長期計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	34	
昭和62年長期計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	35	

平成 6 年長期計画	原子力委員会が平成 6 年 6 月 24 日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		38
平成 12 年長期計画	原子力委員会が平成 12 年 11 月 24 日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		38
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	第 1 準備書面		8
東電事故調査最終報告書	被告東電作成の平成 24 年 6 月 20 日付け「福島原子力事故調査報告書」	第 1 準備書面		10
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成 23 年 12 月 26 日付け「中間報告」	第 1 準備書面		11
国賠法	国家賠償法（昭和 22 年 10 月 27 日法律第 125 号）	第 2 準備書面		1
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第 2 準備書面		5
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）	第 2 準備書面		5
省令 62 号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第 2 準備書面		7
保安院	原子力安全・保安院	第 2 準備書面		11
本件地震	平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震	第 2 準備書面		12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第 2 準備書面		13
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和 41 年から昭和 47 年にかけて行った福島第一発電所 1 号機ないし同発電所 4 号機の各設置（変更）許可処分	第 2 準備書面		14
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第 2 準備書面		15
昭和 39 年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和 39 年 5 月 27 日原子力委員会決定）	第 2 準備書面		17
昭和 45 年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和 45 年 4 月 23 日原子力委員会決定）	第 2 準備書面		17

訴状	平成25年3月11日付け訴状	第2準備書面	21
地震本部	地震調査研究推進本部	第2準備書面	21
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第2準備書面	23
平成13年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成13年改訂後平成18年改訂前のもの)	第2準備書面	24
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年改訂後のもの)	第2準備書面	28
O. P.	小名浜港工事基準面	第2準備書面	31
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	4
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第3準備書面	4
延宝房総沖地震津波評価技術	1677年11月の房総沖の地震 原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第3準備書面 第3準備書面	10 13
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第3準備書面	27
貞觀津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞觀地震によって到来した津波	第3準備書面	30
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第3準備書面	33
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第3準備書面	35
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第3準備書面	39
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第3準備書面	39
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第3準備書面	39
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第3準備書面	39
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞觀津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第3準備書面	54
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	55

本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面		
			55	
緊急実施基本方針	原子力災害対策本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」	第4準備書面	4	
裁判所釈明事項	第5回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第5準備書面	1	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第5準備書面	15	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面	29	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面	31	
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第5準備書面	40	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第5準備書面	48	
第5回裁判所釈明事項	第5回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第6準備書面	2	
第6回裁判所釈明事項	第6回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第6準備書面	2	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第6準備書面	2	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第6準備書面	3	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第6準備書面	3	
宅建業法	宅地建物取引業法	第6準備書面	4	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第6準備書面	9	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第6準備書面	13	
バックチェックルール	新耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について	第6準備書面	43	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	第6準備書面	60	

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）	第6準備書面	60	
重大事故等が発生した場合における著しい炉心損傷等	重大事故等が発生した場合における炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷	第6準備書面	62	
平穏生活権	平穏な生活を送る権利	第7準備書面	1	
中間指針	平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」	第7準備書面	1	
中間指針第一次追補	平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」	第7準備書面	1	
中間指針第二次追補	平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」	第7準備書面	1	
中間指針第四次追補	平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」	第7準備書面	1	
中間指針等	中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	第7準備書面	2	
1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告	第7準備書面	5	
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告	第7準備書面	15	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第7準備書面	16	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内の区域）	第7準備書面	16	

屋内退避地域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した区域（福島第一発電所から半径20kmから30km圏内の区域）	第7準備書面	17	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域）	第7準備書面	17	
緊急時避難準備区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以上30km圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難すること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域）	第7準備書面	17	
特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点	第7準備書面	17	
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第7準備書面	18	
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第7準備書面	19	
第7回裁判所証明事項	第7回口頭弁論調書別紙2「証明事項」記載の証明事項	第8準備書面	3	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第8準備書面	54	
事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価	第9準備書面	12	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	第9準備書面	16	

起因事象	異常や事故の発端となる事象	第9準備書面	30	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統	第9準備書面	32	
伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	第9準備書面	40	
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第9準備書面	47	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第9準備書面	74	
平成3年溢水事故	平成3年10月30日に発生した福島第一発電所1号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第10準備書面	2	
政府事故調査委員会	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	第10準備書面	27	
昭和52年安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（昭和52年6月14日原子力委員会決定）	第10準備書面	35	
平成2年安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	第10準備書面	36	

特に断らない限り答弁書とは、平成25年7月5日付け答弁書を指す。